

大津市職員等の旅費にかかる宿泊料等の改正について

議案第19号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

令和6年3月14日(木) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市職員等の旅費に関する条例

2 改正の趣旨

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行の宿泊料の定額（上限額）ではまかないきれないケースが散見されるようになっており、その対応を行うもの。

総務常任委員会資料

(議案第19号)

○過去の宿泊費等改正の変遷

① 平成16年度以前

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	備考
市長等	14,800円	3,000円	3,000円	国家公務員の旅費法に規定する指定職の金額を適用
6級以上相当職員	13,100円	2,600円	2,600円	国家公務員の旅費法に規定する7級以上の職の金額を適用
5級以下相当職員	10,900円	2,200円	2,200円	国家公務員の旅費法に規定する3～6級の職の金額を適用

※宿泊料は、1泊2食付の宿代にかかる金額である。については、食事なし又は1食付きの場合は、宿泊料を減額し、その代わりに食卓料の全額又は半額を支給する。

② 平成17年4月～

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	備考
市長等	13,100円	2,600円	廃止	国家公務員の旅費法に規定する7級以上の職の金額を適用
一般の職員	10,900円	2,200円	廃止	国家公務員の旅費法に規定する3～6級の職の金額を適用

平成17年度の改正理由

- ・旅費制度の現状とのアンマッチ解消
- ・社会経済情勢の変化に対応
- ・歳出削減への取り組み
- ・旅行実態に則した制度構築

総務常任委員会資料 (議案第19号)

3 改正内容

下記のとおり、宿泊料および食卓料を変更する。

○現行

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	備考
市長等	13,100円	2,600円	国家公務員の旅費法に規定する7級以上の職の金額を適用
一般の職員	10,900円	2,200円	国家公務員の旅費法に規定する3～6級の職の金額を適用



○改正後

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	備考
市長等	14,800円	3,000円	国家公務員の旅費法に規定する指定職の金額を適用
一般の職員	13,100円	2,600円	国家公務員の旅費法に規定する7級以上の職の金額を適用

4 実施時期

令和6年4月1日施行